

高知県農業委員会交付金等交付要綱

(趣旨)

第1 県は、「農業委員会交付金等交付要綱」(平成17年4月1日16経営第8328号農林水産事務次官依命通知)及び「農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱」(平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知)に基づき、この要綱の定めるところにより市町村に対し予算の範囲内において農業委員会交付金及び農地利用最適化交付金を交付するものとする。

(交付対象)

第2 交付金は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第1項各号及び農業委員会交付金事業実施要領(昭和60年11月20日付け60農経A第1141号農林水産事務次官依命通知)第3に規定する事項に関する事務の円滑な処理を期するため、農業委員会交付金事業の実施について(昭和60年11月20日付け60農経A第1142号農林水産省経済局長通知)第2に規定する農業委員会交付金事業の実施に要する経費に対して交付するものとする。

(対象経費)

第3 第2に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4 市町村長は、交付金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに別記第1号様式又は別記第1号様式の2による交付金交付申請書1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 1により交付金交付申請書を提出する場合は、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)の試行実施について」(令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に示す「みどりチェック」(以下「チェックシート」という。)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、チェックシートをあわせて知事に提出しなければならない。

また、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業報告時にチェックシートを知事に提出すること。

3 1に基づき別記第1号様式の2による交付金交付申請書を提出する場合は、「農地利用最適化推進事業実施要綱」(平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知(以下実施要綱という。))に基づく事業実施計画書(以下「実施計画」という。)をあわせて提出しなければならない。

4 知事は、1の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付の決定及び通知)

第5 知事は、第4の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ交付金の交付を決定し、通知するものとする。

- 2 第4の3により提出された実施計画については、1による交付決定をもって承認したものとみなす。

(経理)

- 第6 市町村長は、交付金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、これらの書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(遂行状況報告)

- 第7 市町村長は、交付金等の交付の決定があった年度の12月末日現在において別記第2号様式又は別記第2号様式の2による遂行状況報告書1部を作成し、翌月15日までに知事に提出するものとする。
- ただし、概算払請求書をもって、これに代えることができる。
- 2 知事は、1に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該交付金事業の遂行状況報告を求めることができる。

(変更交付申請)

- 第8 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に別記第3号様式又は別記第3号様式の2による変更交付申請書1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 交付金事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、別表第1に規定する重要な変更及び交付金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 交付金事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 1の各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。
 - 3 1に基づき別記第3号様式の2による変更交付申請書を提出する場合は、実施計画をあわせて提出しなければならない。
 - 4 知事は、1又は2の承認をする場合において、変更交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(変更交付決定及び通知)

- 第9 知事は、第8の規定による交付金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ交付金の変更交付を決定し、交付金変更交付決定通知書により通知するものとする。
- 2 第8の3により提出された実施計画については、1による変更交付決定をもって承認したものとみなす。

(概算払の請求)

- 第10 市町村長は、概算払をもって交付金の請求をしようとするときは、別記第4号様式又は別記第4号様式の2による概算払請求書1部を知事に提出するものとする。

(実績報告書)

- 第11 市町村長は、別記第5号様式又は別記第5号様式の2による実績報告書1部を、交付金事業等を完了した日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに知事

に提出するものとする。

なお、これによりがたい場合は、翌年度の4月7日までに提出するものとする。

(交付の確定及び通知)

第12 知事は第11の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ交付金等の額を確定する。

2 知事は、市町村に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずる。

3 前項の交付金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金等の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限によりがたい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金調書)

第13 市町村長は、当該交付金事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第6号様式による交付金調書を作成しておかなければならない。

(事業遅延の届出)

第14 市長村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(契約)

第15 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行うこと。また、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(監査)

第16 知事は必要があるときは、交付金の使途及び帳簿等について監査することができるものとする。

(グリーン購入)

第17 市町村長は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第18 市長村長は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第19 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）

に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(補則)

第20 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年12月10日から施行し、昭和60年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年11月10日から施行し、昭和63年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年9月12日から施行し、平成元年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行し、平成10年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年8月2日から施行し、平成13年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月10日から施行し、平成17年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行し、平成20年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月7日から施行し、平成25年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月9日から施行し、平成26年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行し、平成26年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行し、平成30年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年（令和元年）5月1日から施行し、平成31年度（令和元年度）から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、令和3年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行し、令和4年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行し、令和6年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月17日から施行し、令和7年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行し、令和8年度から適用する。

別表第1（第3関係）

経費	補助率	重要な変更
		事業の内容変更
<p>1 農業委員会交付金 農業委員会法第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務のうち、以下に掲げるものに要する経費。 (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当 (2) 職員設置費 (3) 農地調査・資料整備費</p>	定額	実施対象委員会の変更（農業委員会の分置又は統合による変更を除く。）
<p>2 農地利用最適化推進事業 最適化実施要綱第3に規定する事業に要する経費。 (1) 農業委員会による農地利用最適化推進事業 ア 推進委員等による最適化活動推進事業 イ 農地利用の最適化の推進のための支援事業 (2) 農地集約化促進モデル事業</p>	定額	実施対象委員会の変更（農業委員会の分置又は統合による変更を除く。）

(注) 1及び2並びに2(1)及び(2)に掲げる経費は、相互に流用してはならない。

別表第2（第15関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（令和22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。